

神戸中通信

〒513-0038 鈴鹿市十宮町 1335 TEL 059-382-0305



高岡橋南詰から西方を望む

今回の「神戸中通信」は、「障がい者差別解消への理解を深める」
「交通事故の未然防止」についてお伝えします。

HP では、神戸中通信をカラーで御覧いただけます。【神戸中 HP「QR コード」】



“障がい者差別解消”への理解を深める！

神戸中学校生徒の土台は、“人権尊重”であることを伝え、生徒には“お互いの良さに目を向け、違いを認め合う心”を持ち、“いじめ・差別を許さない・見過ごさない”姿勢や、“一言の重み”を考えた行動を呼び掛けています。各学年では、人権教育カリキュラムに基づき“障がい者差別・外国人差別・部落差別・LGBTQ（性的少数者）への差別・いじめの問題”などを取り上げた人権学習を行っています。

1 年生では、「障がいがあり、1 日中ヘルパーさんの介助が必要な主人公の体験から“もっと当たり前に暮らしたい”といった主人公の願いに触れ、私たちができること、私たちに必要なこと」について考える学習が行われました。

主人公の方は、「社会ではバリアフリーが進み、町の段差が減ってきてても、私たちの心の中には、まだまだ大きなバリアがあると思ったのです。心のバリアを取り去らない以上、誰もが本当に暮らしやすい世の中をつくっていくことはできないと思うのです。」と訴えかけています。

”障がい”は、体が自由に動かせないとか、車いすを使用しているなど、目に見える障がいだけでなく、耳が聞こえない又は聞こえにくい、目が見えない又は見えにくい、言葉が話せない、心臓や呼吸器などがうまく機能しない、感情をうまくコントロールできないなど、一見目には見えず、気付かない障がいもあります。

また、事故などの後遺症としての障がいや、生まれながらの障がいもあります。

大切なのは、“お互いのことをよく知る”ことであり、“お互いの困り感を理解し合う”ことであって、“排除したり避けたりしないこと”だと思います。



交通事故の未然防止！

自転車での登下校時や日常生活での交通事故の未然防止については、これまでも機会あるごとに呼びかけてきました。

“ちょっとした油断”，“あせりやあわて”，“確認不足”などは、交通事故の第一歩となります。また，“見通しが悪い箇所”，“道幅が狭い箇所”，“交通量が多い箇所”などは、事故の危険性が一段と高い箇所となり，一層の注意が必要となります。



高岡橋南詰交差点は，堤防道路が山なりに盛り上がり，カーブもしていることから，自動車のドライバーと自転車との双方ともに，とても見えにくい箇所です。

また，高岡公園西方三叉路は，登校時は下り坂となりスピードが出やすく，横断箇所は自動車の通行量が多い上に見通しも悪く，過去に重大事故が発生した箇所です。

高岡橋南詰堤防道路横断時の左右確認，高岡公園西方三叉路交差点での一旦停止及び左右確認の徹底をお願いします。

【路上でのスケートボードやローラースケートは禁止されています！】

道路交通法（禁止行為）

第七十六条 4 何人も，次の各号に掲げる行為は，してはならない。

三 交通のひんぱんな道路において，球戯をし，ローラー・スケートをし，又はこれらに類する行為をすること。

“当該違反行為をした者は，三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する”といった罰則規定も設けられている禁止行為となっています。

道路上でのスケートボードは，道路交通法第76条第4項第3号に定められている“これらに類する行為”に含まれ，禁止されていますので注意してください。